

# 受益者負担の適正化に関する基本方針

平成 27 年 1 月

福井県坂井市

## もくじ

1. 受益者負担の適正化に向けた基本的な考え方	
(1) 対象とする受益者負担	1
(2) 受益者負担の種類	1
(3) 算定方法の確立	2
(4) 受益者負担割合	2
(5) 減免基準の統一	2
(6) 定期的な見直し	2
2. 施設使用料の設定方針	
(1) 基本方針	3
(2) トータルコストの算出	4
(3) トータルコストにおける負担区分	5
(4) 施設の種類及び受益者負担割合	6
(5) 使用料の算定方法	7
(6) 同類施設の一括算出	8
(7) 激変緩和措置	8
(8) 減免基準の設定	9
(9) 市民以外の利用者の取り扱い	9
(10) 興行利用の取り扱い	9
(11) 目的外利用の取り扱い	9
(12) 指定管理者制度を導入している施設の取り扱い	9
(13) 付加設備の取り扱い	10
(14) 備品などの使用料について	10
3. 手数料等の受益者負担金の設定方針	
(1) 基本方針	11
(2) トータルコストの算出	12
(3) トータルコストにおける負担区分	12
(4) 受益者負担金の算定方法	13
(5) 激変緩和措置	14
(6) 減免基準の統一	15

## 1. 受益者負担の適正化に向けた基本的な考え方

これまで坂井市における受益者負担については、合併前の旧4町の受益者負担額を踏襲する形で設定されてきました。そのため、負担額の算定根拠が不明確であったり、サービス間の整合性が図られていない現状があることなどから、受益者負担の透明性やサービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性が確保されているとは言い難い状況にあります。

そのため、「受益者負担の原則」に基づいた「受益者負担の適正化に関する基本方針」を定め、負担を求める場合の基準や負担額の算定根拠を明確にして、公正性や透明性を確保するとともに、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平を図ります。

### 用語説明

#### ・受益者負担の原則

受益者負担とは、公共施設の利用や各種証明書の発行など特定の公共サービスを利用する者に対し、そのサービスに応じた負担を求めるものであり、特定の公共サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、サービスを利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との公平性が確保されるという考え方です。

#### (1) 対象とする受益者負担

全ての受益者負担を適正化の対象とする必要があります。ただし、全国的に統一的な取扱いを行うべきであるなどの理由により、国が法律、政令等により基準を定めているものについては除外することとします。

#### (2) 受益者負担の種類

受益者負担の種類は、次のとおりです。

種類	内容
使用料	公の施設を利用する場合に負担するもの（地方自治法第225条）で、条例に基づき徴収します。
手数料	普通地方公共団体の事務で特定の者のために提供するサービスの対価として負担するもの（地方自治法第227条）で、条例に基づき徴収します。
分担金	地域的に関係のない特定の者又は地方公共団体の地域的な一部に対し利益のある業務に対し、その必要な経費に充てるためその業務により特に利益を受ける者が、その受益の限度に応じて負担するもの（地方自治法第224条）で、条例に基づき徴収します。
負担金	地方公共団体が関係法令に基づき徴収します。受益者負担金、原因者負担金、損傷者負担金等に区分されます。
諸収入 (実費徴収金)	手数料のように地方公共団体が公権力に基づいて徴収するものとは異なり、基本的な法律関係は私法上の契約関係であると解されるもので、法令・条例等の根拠を持たなくても経費を回収するために実費相当を徴収するものです。

### **(3) 算定方法の確立**

受益者に応分の負担を求めるためには、統一した受益者負担額の算定方法を確立する必要があります。施設の利用やサービスの提供にかかるコストに着目し、このコストを算定の基礎とすることとします。なお、対象となるコストにバラつきがあると適正な料金を算定することができないため、施設の利用やサービスの提供にかかる全てのコスト（トータルコスト）を使用する必要があります。

また、トータルコストを算定の基礎とすることで、算定時の公平性及び客観性を担保することが可能となるだけでなく、コストが直接、受益者負担の増減に繋がるため、業務を継続的に改善する必要があることなどから効率的で効果的なサービスの提供に繋がります。

### **(4) 受益者負担割合**

市が設置する施設や提供するサービスにおいては、政策的なものから民間等のサービスと類似又は重複するものまで様々な形態があります。施設の設置目的やサービスの提供目的を勘案せず一律に受益者に負担を求めることは逆に公平性を失う可能性があります。よって、施設の設置目的やサービスの提供目的に応じて、受益者と市の負担割合を設定する必要があります。

### **(5) 減免基準の統一**

市では、受益者の負担軽減や利用促進等様々な理由により、それぞれのサービスごとに独自の減額・免除の基準が設定されており、市として統一した基準はありません。また、そのことがトータルコストにおける受益者負担率を著しく低下させている要因ともなっています。

そのため、受益者負担の減額・免除については、政策的な特例措置であることを再認識したうえで、真にやむを得ないものに限定した統一基準を設定する必要があります。

### **(6) 定期的な見直し**

今日の社会情勢は、日々刻々と変化しています。今後も、市が提供する公共サービスの多様化・複雑化がさらに加速することが考えられます。持続的な受益者負担の公平性を確保するためには、定期的に受益者負担の見直しを実施する必要があります。

## 2. 施設使用料の設定方針

### (1) 基本方針

施設使用料については、受益者負担の原則に基づき、以下の5項目を基本方針として適正な使用料を設定します。

#### ①対象施設

原則、全ての施設（体育施設、教育施設、文化施設、社会福祉施設、公園等）の使用料（使用料に類するものを含む。）を対象とします。ただし、全国的に統一的な取扱いを行うべきであるなどの理由により、国が法律、政令等により基準を定めているものについては除外することとします。

#### ②公共施設の見直し方針との整合

「坂井市公共施設マネジメント白書」に示された公共施設の見直しの方向性との調整を図りながら、一体となって取り組みます。

#### ③定期的な見直し

今後も、市が提供する公共サービスの多様化・複雑化がさらに加速することや人口減少の進展等の社会情勢の変化が考えられます。これらに対応しながら永続的な受益者負担の公平性を確保するために、概ね5年をめぐりに使用料の見直しを実施します。

#### ④効果的・効率的なサービスの提供

利用者数の増加や利用率の向上は、使用料収入の増加に繋がることから、市は、PDCAサイクルに基づいた事業評価において業務改善を実施し、市民のニーズを的確に把握した質の高いサービスの提供に努めます。また、経費（トータルコスト）が、使用料を算定する基礎となることから、無駄な支出を抑え、さらなる経費の節減に努めます。

#### ⑤減免制度の統一

「負担の公平性」の観点から、施設の使用料のみを見直すだけではなく、現在、施設ごとに異なっている減免制度についても、基準を統一し、適正に運用します。

#### 用語説明

##### ・PDCAサイクル

管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

## (2) トータルコストの算出

公の施設には、施設の設置目的や提供するサービスの内容によって多種多様なものがあります。これらの特性を勘案したうえで適正な使用料を設定することが必要となります。

また、適正な使用料の算定根拠として、施設の維持管理にかかる光熱水費や委託料など一部のランニングコストだけではなく、人件費、用地費や建物費等をも含めたトータルコスト（全てのコスト）を算定の基礎とすることとします。なお、土地・建物にかかるコストについては、賃借している場合や既に市有の財産となっている場合など様々な形態があることから、次の【トータルコストの内訳】で示すとおり、統一した基準により施設間の公平性を保ちます。また、算定の基礎として使用するトータルコストについては、直近3カ年度の平均値を使用することとします。

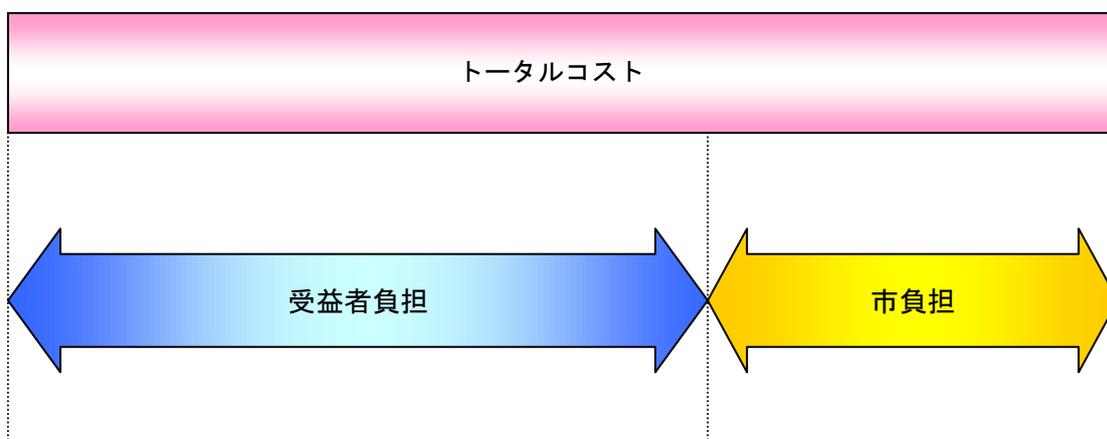
### 【トータルコストの内訳】

項目	算定基礎
人にかかる コスト	市職員人件費、指定管理者職員人件費、非常勤職員人件費、臨時職員人件費等 (法定福利費等を含む。ただし、退職金は含まない。) ※人件費の算出については、事務事業評価で用いる業務量算定で算出する人件費額を使用する。
土地にかかる コスト	A 土地が借地の場合 毎年度支払う土地賃借料 B 土地が市有地の場合 固定資産税の評価額を参考に、土地賃借料相当額を算出します。 土地賃借料相当額 = $\frac{\text{土地評価額 (1 m}^2\text{当り)} \times \text{敷地面積} \times \text{算入率}}{\text{土地評価額} = \text{市資産台帳評価額又は近隣 (宅地) の評価額} \times \text{調整率}}$ C 混在している場合 A、Bを合算した額
建物にかかる コスト (施設の大規模修繕費は、再調達価格等に含まれる考えから、コストには参入しない)	A 建物が賃借物件の場合 毎年度支払う建物賃借料 B 建物が賃借物件でない場合 (市有施設) 市資産台帳の再調達価格を参考に、建物賃借料相当額を算出します。 建物賃借料相当額 = $\frac{\text{市資産台帳再調達価額}}{\text{市資産台帳耐用年数}}$ C 混在している場合 A、Bを合算した額
維持管理に かかるコスト (工事請負費及び130万円以上の修繕料は、大規模修繕費とみなしコストには参入しない)	報償費、旅費、交際費、食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費 (電気、上下水道、ガス等)、修繕料 (施設修繕費、備品 (使用料を設定しないもの) 修繕費、車両修繕費等)、通信運搬費、手数料、傷害・損害保険料、火災保険料、自動車損害保険料、その他役務費、委託料 (総合管理委託、清掃委託、警備委託、保守点検委託、その他施設の維持管理に係るもの等)、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費 (使用料を設定しないもの)、負担金補助及び交付金 (他団体負担金、補助金等)、公課費等

### (3) トータルコストにおける負担区分

市の施設には、市民の生活基盤を支える公共公益の役割があることから、使用料収入のみによる管理運営ではなく、応分の市の負担は必要であると考えます。よって、トータルコストのうち受益者で負担する部分と市が負担する部分を明確にし、トータルコストの一定割合を利用者が負担することを基本とします。

#### 【トータルコストにおける負担区分の考え方】



#### (4) 施設の分類及び受益者負担割合

市が保有する公の施設を、施設それぞれの設置目的や機能により「公共性」、「必要性」、「民間での提供の有無」に応じてⅠ類～Ⅳ類に分類します。

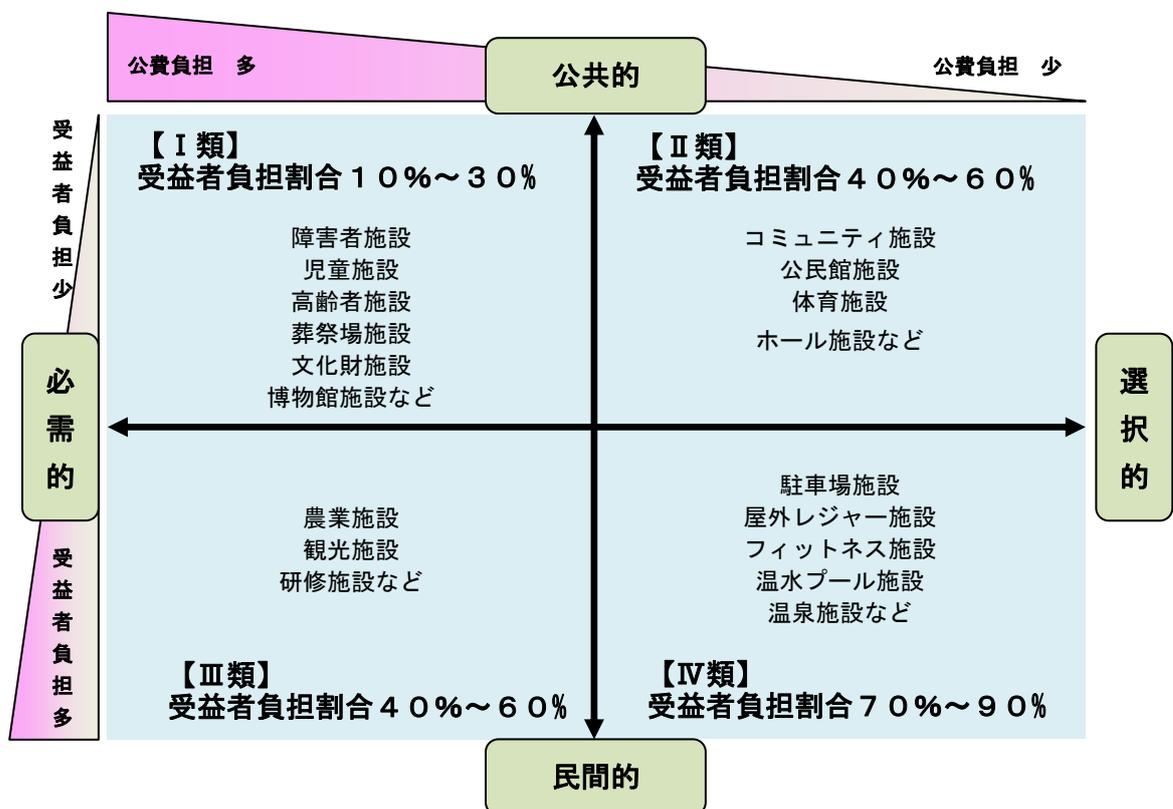
次の施設分類図のように、市民が日常的に必要とするサービスを提供する施設や市の政策的なサービスを提供する施設については、「**必需的な施設**」、市民がより充実した生活を送るために個人の価値観や好みにより選択して利用する施設については、「**選択的施設**」に分類します。

また、一方で民間では提供することが難しい施設や営利を目的としない施設については、「**公共的施設**」、民間でも同様のサービスが提供されている施設、今後提供することが可能な施設については、「**民間的な施設**」に分類します。

また、市が設置した施設には市民の生活基盤を支える公共公益の役割があるため応分の市の負担は必要であるとの考え方を基本に負担割合を決定します。

下図のようにⅠ類では、公費負担の割合が90%～70%、受益者負担の割合が10%～30%の範囲で施設の特性を勘案しながら負担割合を決定していきます。同様に他の分類についても、それぞれの分類ごとの負担割合の範囲内で施設に応じた負担割合を決定することとします。公共性や必需性が高い施設においては、公費負担の割合が高くなり、一方、民間性や選択性が高い施設については、受益者の負担割合が高くなります。

### 【施設分類図及び受益者負担割合】



## (5) 使用料の算定方法

### ①使用料の算定方法

各施設の利用形態に合わせて、使用料基本単価(当該方針に基づき算出された金額)を算出し、適正な使用料を導きます。

算出にあたっては、入館料等利用者一人につき使用料を設定する施設は、算定方法1を使用し、空間(スペース)に対して使用料を設定する施設は算定方法2を使用します。

また、使用料額については、原則100円単位とし、100円未満は切り捨てることとします。ただし、100円に満たない場合は、100円とします。

#### 算定方法1 利用者一人当たりの使用料基本単価

$$\text{受益者負担総額①} = \text{トータルコスト} \times \text{受益者負担割合}$$

$$\text{使用料基本単価} = \text{受益者負担総額①} \div \text{年間利用者数 (過去3カ年の平均実績)}$$

#### 算定方法2 1時間当たりの使用料基本単価(区画貸し)

$$\text{受益者負担総額①} = \text{トータルコスト} \times \text{受益者負担割合}$$

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間受益者負担額①} = \text{受益者負担総額①} \div \text{施設面積} \div \text{年間利用時間}$$

$$\text{※施設面積} = \text{延べ床面積又は敷地面積 (共用部分含む。)}$$

$$\text{※年間利用時間} = \text{開館日数} \times \text{1日当たり利用可能時間} \times \text{稼働率}$$

$$\text{使用料基本単価} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間受益者負担額①} \times \text{貸出面積}$$

### ②貸出単位

空間(スペース)に対する使用料を算出する場合、「年間利用時間」を単位として算出することから、施設の貸出単位は、午前・午後・夜間・全日などの区分貸出は行わず、原則、1時間単位で設定することとします。ただし、演劇ホールや野球場など複数時間単位で貸し出すことで利用者の利便性が向上する場合は、複数時間単位の設定も可能とします。この場合の使用料は、1時間当たりの使用料基本単価に貸し出し時間を乗じた金額を設定することとします。

### ③夜間、土日祝日における割り増し

施設によっては、夜間や土日祝日に利用が集中するため、利用の分散化を図る目的で割り増し料金を設定することも考えられますが、時間帯により料金に差を付ける合理性が薄れてきていることや日中又は平日の利用が困難な市民もいるため、公平性を確保する観点から、原則、割り増しは行わないこととします。

④冷暖房使用時の割り増し

冷暖房にかかるコストについては、施設使用料算出時のトータルコストに含まれていることから、冷暖房使用時の割り増しは行わないこととします。

(6) 同類施設の一括算出

原則、施設ごとに使用料基本単価を算出しますが、体育館等の利用目的及び利用形態が同じ施設に限り、市民の公平性及び利便性を考慮し、使用料基本単価を全施設一括して算出することとします。

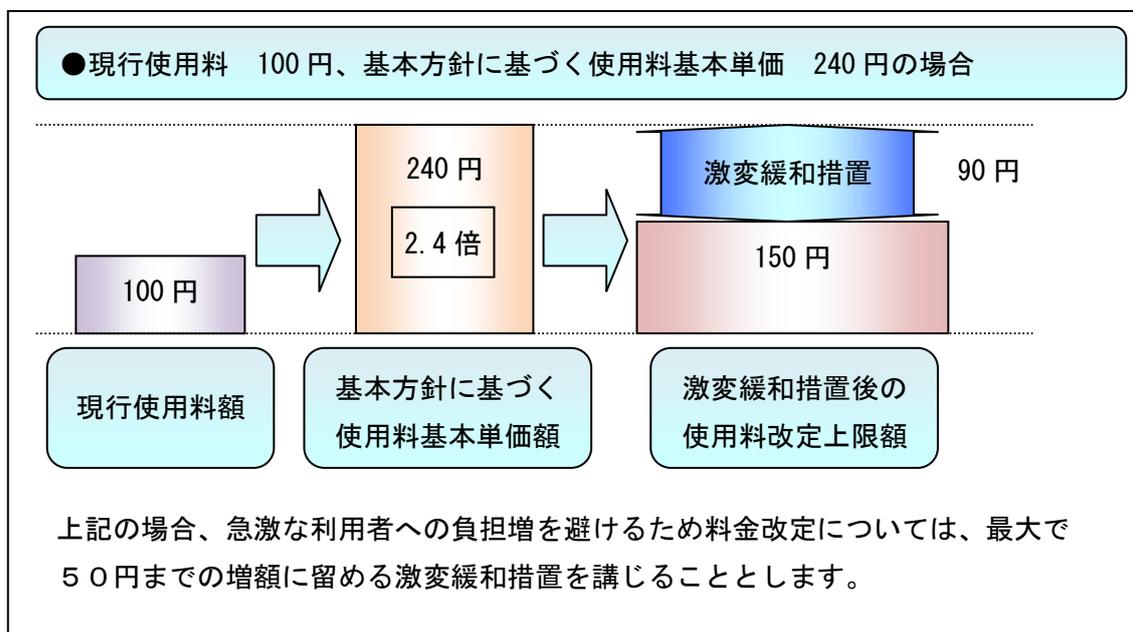
(7) 激変緩和措置

基本方針に基づいた改定であっても、現行使用料を大幅に上回る場合には、利用者にとって急激な負担増になるとともに、利用率の大幅な低下を招く恐れがあります。これらを防ぐため、次回の見直しまでの期間、下記のとおり激変緩和措置をとることとします。

$$\text{乖離幅} = \text{使用料基本単価} \div \text{現行使用料額}$$

現行使用料との乖離幅	改定上限額
1. 0以上1. 2未満	使用料基本単価
1. 2以上1. 3未満	現行使用料額×1. 2
1. 3以上1. 5未満	現行使用料額×1. 3
1. 5以上	現行使用料額×1. 5

【激変緩和措置のイメージ】



## (8) 減免基準の設定

使用料の減額・免除については、政策的で特例的な措置であり、真にやむを得ないものに限定して適用する必要があります。さらに、当該方針による施設使用料の算出においては、行政関与の度合いにより、受益者負担割合を設定し、金額を決定していることから、過度の減免制度の運用は、利用者の公平性を損なう恐れがあります。

そのため、受益者負担の公平性を確保し、適正な運用を図るために、次のとおり基準を定めます。この基準を標準とし、個々の施設の実情を踏まえ、基準から大きく逸脱しない範囲で施設ごとに規定することとします。

※「(4) 施設分類図及び受益者負担割合」で示しているとおり、市は公費(税金)で管理運営コストに対する応分の負担をしています。

### 【減免基準】

利用の形態	免除又は減額の割合
市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
施設の指定管理者が指定管理者業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	1/2 減額
市長又は教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	1/2 減額

※利用料金制をとる指定管理雄者導入施設においては、減免基準の設定と減免に伴う収入減に対する取扱いについて、個々の施設の実情を踏まえ指定管理者と協議するものとします。

## (9) 市民(市内に居住、勤務又は通学する者)以外の利用者の取り扱い

市が提供するサービスの恩恵は、市民が優先して受けるべきであり、負担の公平性及び市民優遇の観点から、市民以外の者が、市民に対する利用の優先度に影響を及ぼす施設や地域における活動に主眼を置いて設置された施設を利用する場合は、市民料金の2倍の額を上限とし、個々の施設の実情を踏まえ設定することとします。

## (10) 興行利用の取り扱い

プロスポーツやコンサートなど、興行利用で入場料等を徴収する場合の取り扱いについては、概ね5倍を上限とし、個々の施設の実情を踏まえ設定することとします。

## (11) 営利目的利用等の取り扱い

物品等の販売行為など施設の営利目的利用については、施設の設置目的に照らし合わせ、許可できると判断できる場合には、2倍の額を上限とし、個々の施設の実情を踏まえ設定することとします。

## (12) 指定管理者制度を導入している施設の取り扱い

指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、基本方針に基づき見直しを実施します。なお、既に協定を締結している指定管理期間については現行のままとし、見直した使用料の導入は、新たな指定管理期間が始まる時点とします。ただし、税制変更等の特殊事情がある場合

についてはその都度使用料を見直すこととします。

### (13) 付加設備の取り扱い

施設などにもともと備わっている付帯設備（空調、給排水等）の利用については、施設使用料に含めることとしますが、夜間照明設備や特殊音響設備のように施設の利用に付加価値を付ける設備の使用料については、施設使用料と区分し、実費相当分を使用料として設定します。

$$\text{実費相当分} = \frac{\text{設備にかかるトータルコスト}}{\text{年間利用回数又は年間利用予定回数}}$$

### (14) 備品などの使用料について

ホールに設置されたピアノや会議室等で使用するプロジェクターなどについては、施設の利用とは別に利用者の意図により利用されます。そのため、これらの備品については、減価償却を考慮し、施設使用料とは別に料金を定めます。

$$\text{備品使用料} = \frac{\text{備品購入費}}{\text{耐用年数} \times \text{年間利用回数又は年間利用予定回数}}$$

※減価償却資産耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）」別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表における器具及び備品の例によることとします

### 3. 手数料等の受益者負担金の設定方針

#### (1) 基本方針

行政サービスについては、全国一律で実施しているものや市の重要な施策として実施しているものなど多種多様なサービスがあります。これらのサービスの特性を勘案したうえで、適正な受益者負担額を設定することが必要となります。

受益者負担の原則に基づき、以下の4項目を基本方針とし、適正な受益者負担額を設定します。

#### ①対象とする受益者負担

原則、施設使用料以外の受益者負担金（手数料、使用料（占用料）、分担金、負担金、諸収入）を対象とします。ただし、全国的に統一的な取扱いを行うべきであるなどの理由により、国が法律、政令等により基準を定めているものについては除外します。

#### ②定期的な見直し

今後も、市が提供する公共サービスの多様化・複雑化がさらに加速することや人口減少の進展等の社会情勢の変化が考えられます。これらに対応しながら永続的な受益者負担の公平性を確保するために、概ね5年をめぐりに使用料の見直しを実施します。

#### ③効果的・効率的なサービスの提供

市は、PDCAサイクルに基づいた事業評価において業務改善を実施し、市民のニーズを的確に把握した質の高いサービスの提供に努めます。また、経費（トータルコスト）が、受益者負担額を算定する基礎となることから、無駄な支出を抑え、さらなる経費の節減に努めます。

#### ④減免制度の統一

「負担の公平性」の観点から、受益者負担額のみを見直すだけでなく、減免制度についても、基準を統一し、適正な運用を目指します。

#### 用語説明

##### ・PDCAサイクル

管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

## (2) トータルコストの算出

適正な受益者負担の算定根拠として、人件費を含むサービスの提供に要するトータルコスト（全てのコスト）を算定の基礎とします。

また、算定の基礎として使用するトータルコストについては、直近3カ年度の平均値を使用することとします。

### 【トータルコストの内訳】

項目	算定基礎
人にかかるコスト	市職員人件費、指定管理者職員人件費、非常勤職員人件費、臨時職員人件費等（法定福利費等を含む。ただし、退職金は含まない。） ※人件費の算出については、事務事業評価で用いる業務量算定で算出する人件費額を使用する。
サービスにかかるコスト	報償費、旅費、交際費、食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費（電気、上下水道、ガス等）、修繕料（備品修繕費、車両修繕費等）、通信運搬費、手数料、傷害・損害保険料、火災保険料、自動車損害保険料、その他役務費、委託料（総合管理委託、清掃委託、警備委託、保守点検委託等）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金（他団体負担金、補助金等）、公課費等

## (3) トータルコストにおける負担区分

手数料等の受益者負担金については、特定の利用者が利用するサービスのみについて設定していることから、受益者負担割合は100%を原則とします。ただし、市の重要な施策として実施するサービスや近隣市町と整合性を取る必要があるサービスについては、この原則から大きく逸脱することなく、且つ、市民の理解が得られる範囲で受益者負担額を設定します。

### 【トータルコストにおける負担区分の考え方】



#### (4) 受益者負担金の算定方法

各サービスの形態にあわせて受益者負担額とすべき基本単価を算出し、現行の単価と比較することで、適正な受益者負担額を導くことができます。算定にあたっては、下記のように各サービスの形態に応じた算定方法を用いることとします。

また、受益者負担額については、原則10円単位とし、10円未満は切り捨てることとします。

##### 算定方法1 1㎡・期間当たり（占有料・家賃）の基本単価

$$\underline{1\text{㎡}\cdot 1\text{日当たりの受益者負担額}} = \text{トータルコスト} \div \text{貸出面積} \div 365\text{日}$$

$$\boxed{\text{基本単価}} = \underline{1\text{㎡}\cdot 1\text{日当たりの受益者負担額}} \times \text{貸出期間}$$

※貸出期間 1月の場合・・・30日  
1年の場合・・・365日

##### 算定方法2 利用者1人当たりの基本単価

$$\underline{\text{利用者1人当たりの受益者負担額（年額）}} = \text{トータルコスト} \div \text{年間利用者数}$$

$$\boxed{\text{基本単価}} = \underline{\text{利用者1人当たりの受益者負担額（年額）}} \div \text{利用期間}$$

※利用期間 1月の場合・・・12月  
1日の場合・・・365日

##### 算定方法3 利用1件当たり（手数料・負担金）の基本単価

$$\underline{\text{利用1件当たりの受益者負担額}} = \text{トータルコスト} \div \text{年間利用件数}$$

$$\boxed{\text{基本単価}} = \underline{\text{利用1件当たりの受益者負担額}}$$

##### 算定方法4 利用1件当たり（実費徴収金）の基本単価

$$\boxed{\text{基本単価}} = \underline{\text{備品購入費}} \div \text{耐用年数} \div \text{年間利用回数又は年間利用予定回数}$$

※減価償却資産耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）」別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表における器具及び備品の例によることとします

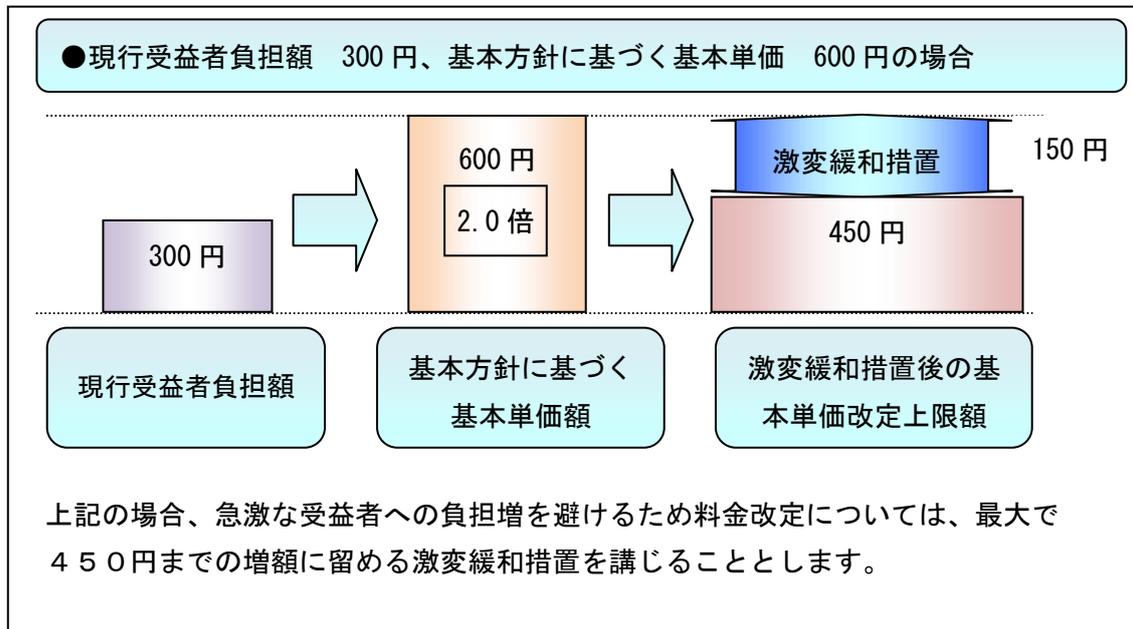
**(5) 激変緩和措置**

受益者の急激な負担増を防ぐため、改定後の受益者負担額が現行を大幅に上回る場合には、次回の見直しまでの期間、下記のとおり激変緩和措置をとることとします。

$$\text{乖離幅} = \text{基本単価} \div \text{現行受益者負担額}$$

現行受益者負担額との乖離幅	改定上限額
1. 2未満	基本単価
1. 2以上1. 3未満	現行受益者負担額×1. 2
1. 3以上1. 5未満	現行受益者負担額×1. 3
1. 5以上	現行受益者負担額×1. 5

**【激変緩和措置のイメージ】**



#### (6) 減免基準の統一

受益者負担の減額・免除については、政策的で特例的な措置であり、真にやむを得ないものに限定して適用する必要があります。

受益者負担の公平性を確保し、適正な運用を図るために、次のとおり基準を定めます。この基準を標準とし、個々のサービスの実情を踏まえ、基準から大きく逸脱しない範囲でサービスごとに規定することとします。

##### 【減免基準】

利用の形態	減免区分
国又は地方公共団体等が行政目的上必要とする場合	免除
法令等で減額又は免除する旨の規定が定められている場合	減額又は免除
市長が公益上特に必要であると認めた場合	減額

※利用料金制をとる指定管理業者導入施設においては、減免基準の設定と減免に伴う収入減に対する取扱いについて、個々の施設の実情を踏まえ指定管理者と協議するものとします。

